

関東森林管理局分収育林評価委員会概要

- 1 日 時 令和元年12月5日(木) 10時00分～12時00分
- 2 開催場所 関東森林管理局 2階小会議室
- 3 議 題 分収育林契約箇所の国による持分の買受け金額について

第1号議案	福島県河沼郡柳津町大字黒沢	千石山国有林520つ林小班
第2号議案	福島県双葉郡浪江町大字室原	室原国有林林1110ろ林小班
第3号議案	福島県南相馬市原町区高倉	国見国有林2036ほ1林小班外
第4号議案	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国	河内山国有林86へ2林小班
第5号議案	福島県南会津郡南会津町多々石	多々石入国有林1009な林小班外
第6号議案	静岡県伊豆市湯ヶ島	湯ヶ島国有林175ろ1林小班
第7号議案	静岡県賀茂郡河津町梨本	梨本国有林623ろ1林小班
第8号議案	静岡県伊豆市湯ヶ島	湯ヶ島国有林116ほ林小班
第9号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林215い林小班
第10号議案	静岡県賀茂郡河津町梨本	梨本国有林622ろ1林小班
第11号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林244い1林小班
第12号議案	静岡県賀茂郡河津町梨本	梨本国有林623ろ2林小班
第13号議案	静岡県賀茂郡河津町梨本	梨本国有林652い1林小班
第14号議案	静岡県賀茂郡河津町梨本	梨本国有林605ろ1林小班
第15号議案	静岡県賀茂郡河津町梨本	梨本国有林627に1林小班外
第16号議案	静岡県伊豆市筏場	筏場国有林204い林小班
第17号議案	静岡県賀茂郡河津町大鍋	大鍋国有林561い1林小班
第18号議案	静岡県賀茂郡河津町大鍋	大鍋国有林561い3林小班
第19号議案	静岡県伊豆市菅引	菅引国有林286い1林小班
第20号議案	茨城県笠間市大字本戸	鳥居松国有林235ね1林小班
第21号議案	茨城県石岡市小幡	地蔵陰阻国有林222し林小班
第22号議案	埼玉県秩父市荒川上田野	中川国有林9は2林小班
第23号議案	千葉県夷隅郡大多喜町大字筒森	下大前倉国有林33う林小班
第24号議案	千葉県君津市大戸見	三川谷国有林77い2林小班
第25号議案	千葉県夷隅郡大多喜町粟又	上修行堀国有林29い2林小班
第26号議案	静岡県浜松市北区三ヶ日町只木	只木国有林71ろ1林小班
第27号議案	静岡県浜松市北区細江町気賀	気賀第一国有林108は林小班
第28号議案	静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方	地頭方国有林377は1林小班外
第29号議案	静岡県湖西市大知波	大知波国有林11に1林小班外
第30号議案	静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方	地頭方国有林356い1林小班

第31号議案	神奈川県相模原市緑区根小屋	西志田山国有林280い2林小班
第32号議案	神奈川県足柄上郡山北町中川	中川国有林141に2林小班
第33号議案	山梨県南巨摩郡南部町上佐野	上佐野国有林128は林小班
第34号議案	山梨県南巨摩郡南部町上佐野	上佐野国有林121い林小班外
第35号議案	山梨県南巨摩郡南部町上佐野	上佐野国有林57り林小班

- 4 出席者 〈委員長〉丸山幸男、〈委員〉石川直美、壁村秀水
 森林整備部長、資源活用課長、供給計画係長、
 森林整備課長、監査官(分収林)、分収林係長

5 議事概要

関東森林管理局から立木評価の考え方、国による持分の買受け価格の算定基礎等について説明の後、各議案について審議した結果、適正に評価されていると判断された。

なお、審議で出された主な意見等は次のとおり。

- (委員) 分収育林地に台風等による森林被害があった場合、被害木は今回の評価の中で、どのように扱っているのか。また、保険金額には、オーナーは納得しているのか。

- (事務局) 被害木については、無価値のものであり、評価対象としていない。
 また、被害が確認された場合、森林管理局は保険機関及びオーナー対して森林被害の発生を通知し、保険機関における査定を経て、保険機関から直接オーナーへ保険金が支払われる。なお保険金額については、オーナーから森林管理局への苦情を受けたことはない。

- (委員) 伐採搬出するための作業道の作設経費は、今回の評価において経費扱いしていると思われるが、この作業道については、今後の造林作業等においても使用が見込まれるものであり、作業道作設経費の全てを買受価格の評価で見ることが妥当なのか。

- (事務局) 分収育林区域内に搬出のため作設した作業道については、その一部を造林作業等における利用も考えられるが、各事業における利用割合や維持管理等を評価するのは難しい面がある。

また、設定時は全て架線集材で搬出することとして評価されていたが、近年ではほとんどが車両系林業機械で搬出されており、施設設置コストで見ても搬出コストで見ても、現在では後者の方が圧倒的に有利となっている。

これらのことから、現行の評価方法は妥当と考えている。

なお、分収育林地の販売にあたっては、周辺国有林での事業発注等も見据え林道を事前に作設するなど、販売条件の向上に努めている。なお、林道作設経費は今回の評定には含まれていない。

(委 員) 分収育林契約によって集めた契約金はどのように使用されてきたのか。資産運用にも使用されたのではないか。

(事務局) 契約地の森林の育成、管理等に使用している。具体的には、立木の成長を促す間伐作業や、契約地の境界管理のための草刈り、ペンキ塗り等による区域表示を定期的に行っている

仮にその他の経費に使用されたとしても契約地の立木には手をつけておらず、その価値には変化はない。

(委 員) 今回の評価額の適否について、各委員の意見いかん。

前年度から大きな情勢変化がない中で、前年度の1口当たりの予定価格とも比較されており、特に問題は無いと考える。